

議案第11号

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（平成17年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

(調整交付金の種類)

第3条 略

2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置される福祉保健部の長。以下同じ。)が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。

(1) 略

(2) 次に掲げる額の合算額

ア 一般被保険者に係る療養の給付(法第36条第1項に規定する療養の給付をいう。)に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金(法第42条第1項に規定する一部負担金をいう。)に相当する額を控除した額、入院時食事療養費(法第52条第1項に規定する入院時食事療養費をいう。)、入院時生活療養費(法第52条の2第1項に規定する入院時生活療養

(調整交付金の種類)

第3条 略

2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事が別に定めるところにより交付する。

(1) 略

(2) 次に掲げる額の合算額

ア 一般被保険者に係る療養の給付(法第36条第1項に規定する療養の給付をいう。)に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金(法第42条第1項に規定する一部負担金をいう。)に相当する額を控除した額、入院時食事療養費(法第52条第1項に規定する入院時食事療養費をいう。)、特定療養費(法第53条第1項に規定する特定療養費をいう。)、

費をいう。)、保険外併用療養費(法第53条第1項に規定する保険外併用療養費をいう。)、特定療養費(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第11条の規定による改正前の法第53条第1項に規定する特定療養費をいう。)、療養費(法第54条第1項及び第2項に規定する療養費をいう。)、訪問看護療養費(法第54条の2第1項に規定する訪問看護療養費をいう。)、特別療養費(法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。)、移送費(法第54条の4第1項に規定する移送費をいう。)及び高額療養費(法第57条の2第1項に規定する高額療養費をいう。)の支給に要する費用の額、老人保健医療費拠出金(政令第2条第1項第2号に規定する老人保健医療費拠出金をいう。)の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(同号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。)を控除した額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額

療養費(法第54条第1項及び第2項に規定する療養費をいう。)、訪問看護療養費(法第54条の2第1項に規定する訪問看護療養費をいう。)、特別療養費(法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。)、移送費(法第54条の4第1項に規定する移送費をいう。)及び高額療養費(法第57条の2第1項に規定する高額療養費をいう。)の支給に要する費用の額、老人保健医療費拠出金(政令第2条第1項第2号に規定する老人保健医療費拠出金をいう。)の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(同号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。)を控除した額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額

イ 略

3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施し、又はその他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情がある市町村に対し、知事が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。

4～6 略

イ 略

3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施し、又はその他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情がある市町村に対し、知事が別に定めるところにより交付する。

4～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。